

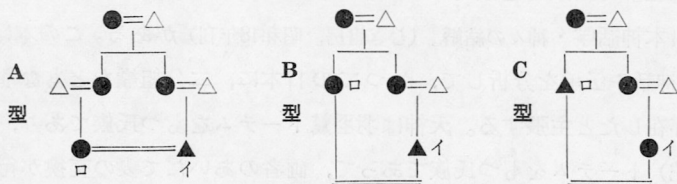
日本古代の婚姻について

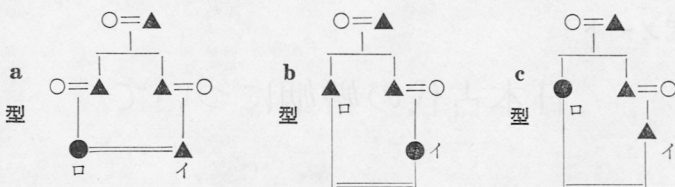
鷲見等曜

1

標記の問題については、すでに多くの先学の業績が発表されているが、その多くが、「母権制の亡霊」とでもいうべきものにとりつかれているように思う。しかし『古事記』『日本書紀』（以下『記』、『紀』、または『記紀』と略称する）の諸婚姻をみると、「母権制」概念の中心ともいうべき母系制、それどころかおよそ母系制にしる父系制にしる単系出自の氏族制は存在しなかったように思われる。そしてその有力な証拠は、私がここに「氏族族内婚」と仮称するものの、少なからぬ存在である。

ここに「氏族族内婚」という、あやしげなことばであらわしたものは、次の諸図のイ・ロの婚姻のごときものである。ほかにもいろいろの形が考えられるが、原理的には全く同じで、例も少ないので、類型としては掲げない。ただ異母兄弟姉妹婚は、その例も多く、高群逸枝氏などによって母系制存在の有力な証拠とされたものであるが、類型としてはこれも省略し、行文中に閑説する。





各図の△○印しはそれぞれ男性、女性を示す。A・B・Cの各図の黒印しは、母系出自制があるばあいの同族である。したがって母系出自の氏族外婚制があるときは、イ・ロの婚姻は許されない。逆にいえば、イ・ロの婚姻が存在することは、母系出自の氏族外婚制が存在しないことを示している。同様にしてa・b・cの婚姻が存在することは、父系出自の氏族外婚制が存在しないことを示している。すなわち「氏族族内婚」というのは、「もし氏族外婚制が存在するならば、族内婚として禁止されるはずの婚姻」というほどの私造語で、この小論にしか通用しない概念であろう。

このような「氏族族内婚」が、『記』『紀』の婚姻例中に少なからず存在している以上、その「当時」には、氏族的な外婚制は存在しなかったと考えるべきではなからうか。大林太良氏は「われわれが遡れる限りの日本の親族称呼の体系は父方親族と母方親族の区別を知っておらず、これは氏族外婚制がかつて日本において支配的であったと見るのには不適當である。文献にあらわれた系譜から見て、日本においては古代以来今日に至るまで、本格的な氏族外婚制が存在したことは、まだ証明されていない」（『外婚制』『講座・家族』第3巻2章3節）と述べているが、より積極的に、そういうものは存在しなかった、といってもよいのではなからうか。

『記』『紀』の婚姻を包括的にとりあつた最近の著作としては、布村一夫氏の『日本神話学・神々の結婚』（むぎ書房、昭和48年刊）がある。この本は、『記』『紀』の神話や伝承を分析して、かつての日本に、二分組織をとまなう氏族外婚制が存在したと主張する。天神は羽羽鷲トーテムをもつ氏族であり、地神はワニ（蛇）トーテムをもつ氏族であって、両者のあいだで妻の交換が行なわれ

るというのである。このばあいの氏族は父系氏族であるらしく、先のB型のよ
うな婚姻例については「父が他の氏族から母をめとり、うまれでた息子として
の私は、父系出自によって父の氏族にぞくするので、他の氏族にぞくする母の
妹を、めとることができるのである」（同書、333頁）と説明している。

しかしこの本は同時に、この時代にソロレート婚、異世代婚、異母妹婚など
の異常な近親婚が多数に存在することを指摘し、これらをより以前に存在した
母系出自制やそれよりもっと前の婚制の残存とみているようである。それで、
さきのb型のような婚姻については「伯叔父・姪婚や庶伯叔父・姪婚のばあい、
母系出自によって姪が、伯叔父や庶伯叔父がぞくしている氏族とはちがった氏
族にぞくするので、婚姻が可能であった」（同書、同頁）と説明するのであるし、
同父の異母姉妹（あるいは兄弟）との婚姻について「このころはすでに父の姓
を名のり、はっきりと父系出自でありながら、婚姻においては、なお母系出自
である。母権のいくつかの要素のうち母系出自が、その残存が、父系出自にな
ってからも遺制として作用をつづけていることをしめしている」（同書、112頁）
という説明をするのである。

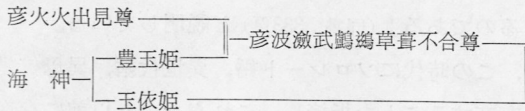
実証的には、この理論の破綻を以下に示すつもりであるが、その前に、こ
ういふ論法そのものが私にはなっとくできない。たしかにひとつの時代ひとつの
社会にいくつかの社会制度がならび存することはありうるし、むしろそれが正
常であろう。しかしなにを遺制とし、なにを遺制としないかについては、客
観的な判別方法が示されなければならない。それがなければ、そのときその
ときの都合で、あるいは父系制をもって、あるいは母系制をもって説明する便宜
主義と評されても、反論できないであろう。

2

以下に『記』『紀』の記載順に「氏族族内婚」の諸例を示し、検討しよう。
テキストは岩波書店の『日本古典文学大系』本を用いる。『記』『紀』のいづれ

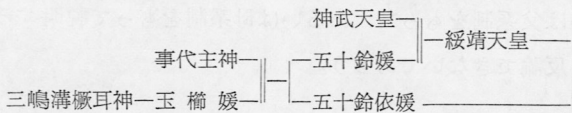
にもあらわれるものは『紀』を基本として、またときには両者の合成によって、系譜を示した。系譜のくわしい検証は省略した。

(1) 葺不合尊と玉依姫(『記紀』)



なによりも問題なのは、豊玉姫と玉依姫が同母の姉妹であるかどうかである。その点について、玉依姫は豊玉姫の「女弟」(『紀』)「弟」(『記』)、また葺不合尊の「姨」(『記紀』)としてあるだけである。しかし異母、異父の兄弟姉妹のばあいについては「庶兄当芸志美美命」(神武記)「庶兄建波爾安王」(開化記)「庶妹銀玉」(景行記)「庶妹三腹郎女」(応神記)「庶妹八田若郎女」(蘇我記)「庶妹宇遲能若郎女」(仁徳記)「庶妹豊御食炊屋比売命」(天智記)「庶妹田村王」(天武記)「庶妹玄玉」(敏達記)「庶妹間人穴太郎王」(用明記)「庶兄手研耳命」(綏靖紀)など比較的多くの記事があるのに対し、同母のばあいには「同母弟伊理泥王」(開化記)「同母妹八田皇女」(仁徳紀)など少数があるだけで、後者のばあいは特記しないのが『記紀』編者の原則であるとみることができる。以後も同様に考えて処理していく。また豊玉、玉依姉妹のばあいは、姉豊玉が自分の生んだ子を妹玉依にあずけて海に帰る点からみても、同母の姉妹とみてよいであろう。したがって葺不合と玉依姫の婚姻はB型である。

(2) 綏靖と五十鈴依媛(『紀』)

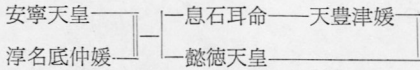


五十鈴依媛は、綏靖天皇の「姨」(綏靖紀) 事代主神の「少女」(安寧紀) とあり、五十鈴媛は事代主神の「大女」(神武紀) とある。B型である。

ついでながら、布村氏の論理によると、この婚姻が許されるのは、父系外婚制が行なわれているからである。また事代主神は八尋熊罴に化身して三嶋の玉

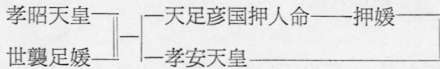
櫛姫のところに通うから国神であるし、玉櫛姫は国神ミヅクイの娘であるから仮定としての父系によって国神に属する。ここに国神事代主神と国神玉櫛姫の婚姻がみられ、国神は必ず天神と族外婚をとするとする布村理論に矛盾する。

(3) 懿徳と天豊津媛（『紀』）



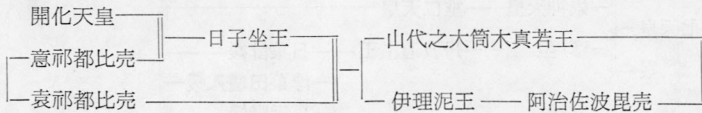
父系では懿徳も天豊津媛も安寧天皇の同族の子孫であり、父系外婚制があれば当然に婚姻できない。b型である。

(4) 孝安と押媛（『記紀』）



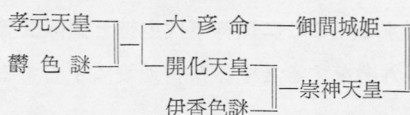
押媛は『記』では忍鹿比売であるが、『記』『紀』ともに孝安の「姪」としてゐる。b型である。

(5) 日子坐王と袁祁都比売。真若王と阿治佐波毘売（『記』）



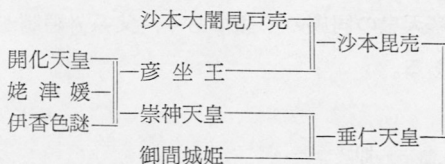
日子坐王の婚姻はB型、真若王のはb型である。袁祁都比売は日子坐王の「母の弟」となっている。名前からも意祁都比売と袁祁都比売は同母姉妹である。この婚姻が許されるのは、布村理論からすれば父系外婚制が行なわれているからである。真若王と阿治佐波毘売は、父系では日子坐王の同族の子孫である。この婚姻が許されるのは、布村理論からすれば母系外婚制が行なわれているからである。結局布村理論を適用すると、父系外婚制と母系外婚制とがほとんど同時に行なわれていたことになる。理解しがたい現象である。解決の道は、父系にしる母系にしる氏族の外婚制は存在しなかった、とすることである。

(6) 崇神と御間城姫 (『記紀』)



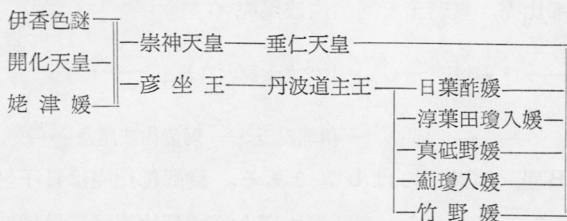
父方平行いとこ婚で、a型である。

(7) 垂仁と沙本毘売 (『記紀』)



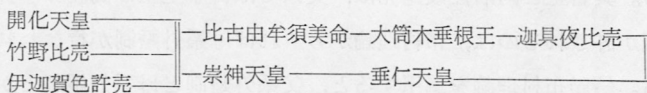
この系譜は『記』『紀』の合成である。彦坐王は(5)の日子坐王と同じである。
a型変形の父方平行いとこ婚である。

(8) 垂仁と日葉酢媛姉妹 (『記紀』)



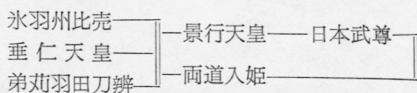
b型の変形である。垂仁も日葉酢媛姉妹も開化の父子系孫である。

(9) 垂仁と迦具夜比売 (『記』)



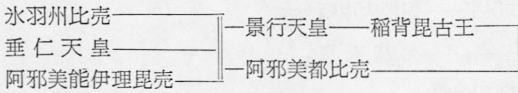
(8)と全く同じである。

(10) 日本武尊と両道入姫 (『記紀』)



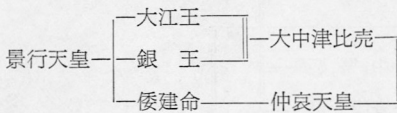
系譜は合成である。c型である。

(11) 稻背毘古と阿邪美都比売（『記』）



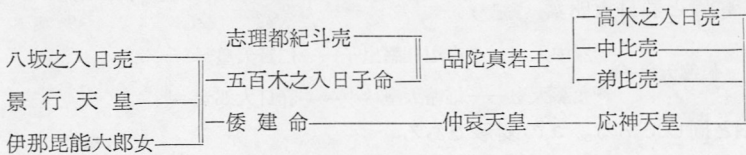
(10)と同じc型である。

(12) 仲哀と大中津比売（『記』）



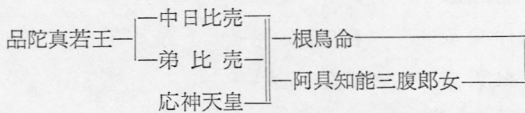
銀王は既出のように大江王の「庶妹」である。仲哀と大中比売は父方平行いとこ婚をしている。a型である。

(13) 応神と真若王の娘たち（『記』）



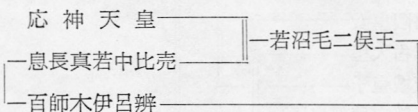
父方平行再いとこ婚ともいべきか。aの変形である。

(14) 根鳥命と阿具知能三腹郎女（『記』）



母方平行いとこ婚であるからA型である。

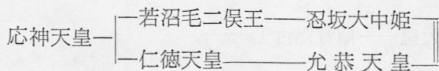
(15) 若沼毛二侯王と百師木伊呂辨（『記』）



百師木伊呂辨は二侯王の「母の弟」とある。亦の名を弟日売真若という。B

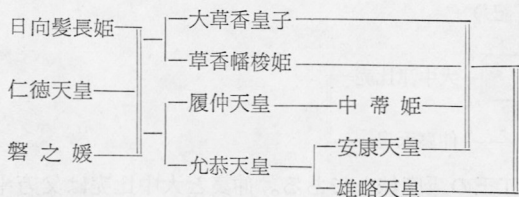
型である。

(16) 允恭と大中津比売 (『記紀』)



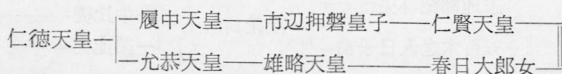
父方平行いとこ婚でa型である。

(17) 大草香と中蒂姫。安康と中蒂姫。雄略と幡梭姫 (『記紀』)



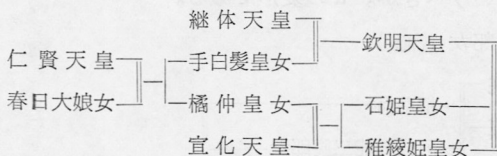
安康は大草香皇子を殺して、その妻中蒂姫を奪った。大草香と中蒂姫はb型、安康と中蒂姫はa型、雄略と幡梭姫はc型である。

(18) 仁賢と春日大郎女 (『紀』)



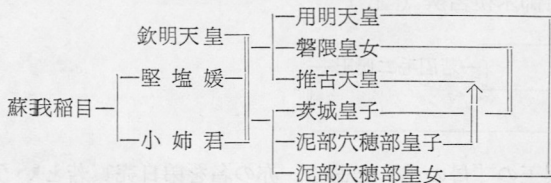
(13)と同じである。aの変形である。

(19) 欽明と石姫姉妹 (『紀』)



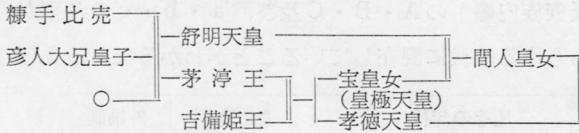
母方平行いとこ婚でA型である。

(20) 用明と穴穂部皇女。茨城皇子と磐隈皇女。穴穂部皇子と推古 (『紀』)



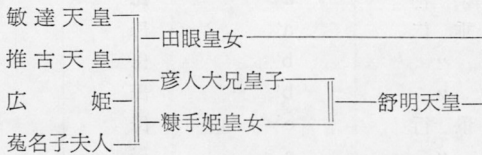
小姉君は堅塩媛の「同母弟」とことわってある。これら三つの婚姻はすべてA型である。ただし、穴穂部皇子は推古を「姪」せんとしただけである。

(21) 舒明と宝皇女。孝徳と間人皇女（『紀』）



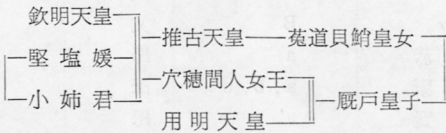
舒明と宝皇女とはb型の変形であり、孝徳と間人とは、吉備姫王の母系子孫であるからC型である。ここにも布村理論の説明しえぬ(5)と同じ現象が再び現れた。

(22) 舒明と田眼皇女（『紀』）



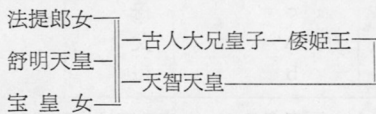
田眼も舒明も敏達の父系子孫で、c型である。

(23) 厩戸皇子と菟道貝鮪皇女（『紀』）



A型の変形である。

(24) 天智と倭姫王（『紀』）



b型である。

3

以上によって「氏族内婚」のA・B・C及び、a・b・cの各型が、同じ支配者層の内部であらゆる時代に混在していることがわかるであろう(表参照)。

系番	譜号	凡その年代	型	外婚制
1		神代	B	父
2	(2)	綏靖	B	父
3	(4)	懿徳	b	母
4	(6)	孝安	b	母
5	(9)	開化	B, b	父, 母
6	(10)	崇神	a	母
7	(11)	垂仁	a'	母
8		〃	b'	母
9		〃	b'	母
10	(12)	景行	c	母
11		〃	c	母
12	(14)	仲哀	a	母
13	(15)	応神	a'	母
14		〃	A	父
15		〃	B	父
16	(19)	允恭	a	母
17	(20)	安康	a, b, c	母
18	(24)	仁賢	a'	母
19	(29)	欽明	A	父
20	(31)	用明	A	父
21	(36)	孝徳	C, b	父, 母
22	(34)	舒明	c	母
23	(33)	推古	A'	父
24	(38)	天智	b	母

- 註 1. 天皇名で凡その年代を示した。天皇名のカッコ内数字は代数である。
2. 「外婚制」は、布村理論等によれば、行なわれていたはずの外婚制が父系であるか、母系であるかを示す。
3. ダッシュをつけたものは変形である。

母系外婚制から父系外婚制に転じたなどという説明はできないであろう。要するに氏族的な外婚制は存在しなかったのである。外婚制が存在しないからといって、氏族制が存在しなかったとは必ずしもいえない。父系氏族制をもつペドウィン族などは甚だしい内婚制をもっているということである。しかしこれは特殊の事情による例外的なものとして一般にみとめられているようでもある。したがって日本古代史は、単系的氏族制の存在そのものを疑って見なければならぬ。少なくとも、それを頭からの前提にはならないように思う。日本の習俗が古来著しく近親婚の傾向をもつことは、角田文衛氏や中根千枝氏が早くから唱えていることである。